

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査結果の措置報告を受けましたので、次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 31 日

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 武藤 哲志

記

1 平成 21 年度定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
契約事務について	<p>1 随意契約理由が第 1 号(規則で定める金額以下)の要件に該当する場合においては、第 2 号以下の各号に規定する要件について判断する必要はないと解されているにもかかわらず、第 2 号以下の各号としているものがあった。</p> <p>2 第 1 号の要件に該当する場合の見積書の取扱いについて、「太宰府市随意契約運用基準」では、原則として 2 人以上の者から見積</p>	管財課	平成 21 年 12 月 28 日	<p>太宰府市随意契約運用基準を下記のとおり改正し、今後事務処理を行う。</p> <p>(第 167 条の 2 第 1 項第 1 号分)</p> <p>◎見積書の取扱いの改正</p> <p>1 件の契約金額が 5 万円未満ときは、1 人からの見積りのみで処理できるが、それ以外は 2 人以上の者から見積書を徴されなければならない。</p> <p>ただし、その内容が第 1 号以外の各号のいずれかにも該当し、その該当した号が 1 人からの見積りで処理で</p>

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
	<p>書を徴さなければならないとされているが、1人の見積をもって随意契約を行っているものがあつた。</p> <p>随意契約を行うにあたっては、法令等の定めに沿つた適正な事務処理をされたい。</p>			<p>きることとなっている場合は、第1号該当でも、1人からの見積りで処理できる。</p> <p>【注意事項】の追加</p> <p>(1)第1号及び第2号以下の各号の両方に該当する場合でも、第1号に該当する場合は、第2号以下の各号に該当するかどうかについて判断する必要がなく、第1号を適用する。</p> <p>(2)第2号以下の要件から随意契約を行う場合には、第1号の規則で定める金額以上の場合となる。</p> <p>太宰府市随意契約運用基準を上記のとおり改正し、今後事務処理を行うよう各課に通知した。</p>